

現物清算手数料の見直しに伴う「手数料に関する規則」の一部改正について

I. 改正趣旨

現物清算手数料の見直しを行うため、「手数料に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 指定金融市場における債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券の売買等に係る清算手数料

(1) 債務引受けの件数に応じた手数料

- ・ 標準となる1件当たりの手数料を2円95銭から2円80銭に減じる。
- ・ 1か月あたりの債務引受け件数等に応じて適用する、標準となる1件当たりの手数料に乗じる掛け目（ボリュームディスカウント）を、最大0.95（5%減額）から0.05（95%減額）に拡大する。

2. 指定証券金融会社である清算参加者に適用する貸借取引、品貸取引及び貸借取引又は品貸取引に係る本担保等の授受に係る清算手数料

(1) 債務引受けの件数に応じた手数料

- ・ 1. と同様の値下げを行う。

(備考)

・ 別表
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率
第1項

・ 別表
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率
第1項

III. 施行日

2021年10月1日から施行する。

以上

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率</p> <p>1 業務方法書第3条第2項第1号、第7号から第10号まで、第12号及び第13号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>			<p>別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率</p> <p>1 業務方法書第3条第2項第1号、第7号から第10号まで、第12号及び第13号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>		
清算対象取引の区分		算出の基準	清算対象取引の区分		算出の基準
業務方法書第3条第2項第1号、第10号、第12号及び第13号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使によ	債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券	(略)	業務方法書第3条第2項第1号、第10号、第12号及び第13号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使によ	債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券	(略)
		a. 次の(a)及び(b)に定める額の合計額。			a. 次の(a)及び(b)に定める額の合計額。
		(a) 業務方法書第3条第2項第1号及び第10号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買			(a) 業務方法書第3条第2項第1号及び第10号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買
		当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価			当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価

<p>り成立する対象有価証券の売買</p>	<p>証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数 (以下この項において「当該月の債務引受件数等」という。)に<u>2円80銭</u>を乗じた額。</p> <p>(b) 現物清算参加者が行う業務方法書第3条第2項第12号及び第13号に掲げる取引</p> <p>当社が月間に業務方法書第46条第1項第4号及び第5号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の件数の合計件数(以下この項において「月間ETF債務引受件数」という。)に<u>2円80銭</u>を乗じた額。</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>b. 前aの規定にかかわらず、すべての清算参加者の当該月の債務引受額等に月間ETF債務引受額を合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからニまでに定める額の合計額とする。</p> <p>イ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債</p>	<p>り成立する対象有価証券の売買</p>	<p>証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数 (以下この項において「当該月の債務引受件数等」という。)に<u>2円95銭</u>を乗じた額。</p> <p>(b) 現物清算参加者が行う業務方法書第3条第2項第12号及び第13号に掲げる取引</p> <p>当社が月間に業務方法書第46条第1項第4号及び第5号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の件数の合計件数(以下この項において「月間ETF債務引受件数」という。)に<u>2円95銭</u>を乗じた額。</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>b. 前aの規定にかかわらず、すべての清算参加者の当該月の債務引受額等に月間ETF債務引受額を合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからニまでに定める額の合計額とする。</p> <p>イ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債</p>
-----------------------	--	-----------------------	--

		<p>務引受件数の合算値のうち50万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額</p> <p>ロ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち50万件を超え200万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.95を乗じた額</p> <p>ハ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち200万件を超え400万件以下の件数につき件数につき2円80銭を乗じた額に0.9を乗じた額</p> <p>ニ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち400万件を超え600万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.8を乗じた額</p> <p>ホ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち600万件を超え900万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.7を乗じた額</p>			<p>務引受件数の合算値のうち50万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額</p> <p>ロ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち50万件を超え150万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額に0.97を乗じた額</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	--

		<p>へ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち900万件を超え1200万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.6を乗じた額</p>			(新設)
		<p>ト 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち1200万件を超え3200万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.5を乗じた額</p>			(新設)
		<p>チ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち3200万件を超え5200万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.35を乗じた額</p>			(新設)
		<p>リ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち5200万件を超え7200万件以下の件数につき2円80銭を乗じた額に0.2を乗じた額</p>			(新設)
		<p>ヌ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち7200万件を超</p>			
					<p>ハ 当該月の債務引受件数等及び月間ETF債務引受件数の合算値のうち150万件を超え</p>

		える件数につき <u>2円80銭</u> を乗じた額に <u>0.05</u> を乗じた額
	(略)	
業務方法書第3条第2項第7号から第9号までに掲げる取引（指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。）	(略)	
	債	当社が当該月に引き受けた債務の件数に <u>2円80銭</u> を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイから <u>ヌ</u> までに定める額の合計額とする。
	務	イ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件以下の件数につき <u>2円80銭</u> を乗じた額
	の	ロ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件を超え <u>200万件</u> 以下の件数につき <u>2円80銭</u> を乗じた額に <u>0.95</u> を乗じた額
	件	ハ 当該月に引き受けた債務の件数のうち <u>200万件</u> を超え <u>400万件</u> 以下の件数につき <u>2円80銭</u> を乗じた額に <u>0.9</u> を乗じた額
数	ニ 当該月に引き受けた債務の件数のうち <u>400万件</u> を超え <u>600万件</u> 以下の件数につき <u>2</u>	

		る件数につき <u>2円9.5銭</u> を乗じた額に <u>0.95</u> を乗じた額
	(略)	
業務方法書第3条第2項第7号から第9号までに掲げる取引（指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。）	(略)	
	債	当社が当該月に引き受けた債務の件数に <u>2円9.5銭</u> を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイから <u>ハ</u> までに定める額の合計額とする。
	務	イ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件以下の件数につき <u>2円9.5銭</u> を乗じた額
	の	ロ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件を超え <u>150万件</u> 以下の件数につき <u>2円9.5銭</u> を乗じた額に <u>0.97</u> を乗じた額
	件	(新設)
数	(新設)	

		<p>円80銭を乗じた額に 0.8を乗じた額</p> <p>ホ 当該月に引き受けた 債務の件数のうち60 0万件を超え900万 件以下の件数につき2 円80銭を乗じた額に 0.7を乗じた額</p> <p>ヘ 当該月に引き受けた 債務の件数のうち90 0万件を超え1200 万件以下の件数につ き2円80銭を乗じた額 に0.6を乗じた額</p> <p>ト 当該月に引き受けた 債務の件数のうち12 00万件を超え320 0万件以下の件数につ き2円80銭を乗じた 額に0.5を乗じた額</p> <p>チ 当該月に引き受けた 債務の件数のうち32 00万件を超え520 0万件以下の件数につ き2円80銭を乗じた 額に0.35を乗じた 額</p> <p>リ 当該月に引き受けた 債務の件数のうち52 00万件を超え720 0万件以下の件数につ き2円80銭を乗じた 額に0.2を乗じた額</p> <p>ヌ 当該月に引き受けた 債務の件数のうち72 00万件を超える件数</p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 当該月に引き受けた 債務の件数のうち15 0万件を超える件数に</p>
--	--	--	--	--

	<p>につき2円80銭を乗 じた額に0.05を乗 じた額</p>		<p>つき2円95銭を乗じ た額に0.95を乗じ た額</p>
<p>(注) (略)</p>		<p>(注) (略)</p>	
<p>2 (略)</p>		<p>2 (略)</p>	
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年10月1日 から施行する。</p>			